

第三者行為とは / 保険を使う場合は届出が必要です

○第三者行為とは

他人の行為が原因として治療を受けることになった場合を指します。

例) 交通事故 (車の同乗者として怪我をした場合も含む) ・自転車同士での事故でけがをしたとき・学校やスーパーなどの設備の欠陥でけがをしたとき・他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき・不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき・飲食店などで食中毒にあったとき

○第三者行為による保険使用について

第三者行為が原因で病気やけがをしたとき、被保険者の過失を除く治療費は、本来加害者が負担すべきものです。国民健康保険で治療を受けることもできますが、この場合、保険者 (医師国保組合) は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求します。

加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立してしまうと、保険が使えなくなってしまうことがありますので、国民健康保険で治療を受ける場合は、当組合にご連絡の上、できるだけすみやかに「第三者の行為による傷病届」などの必要書類を提出してください (届出が義務付けられています)。

なお、相手方と示談する前に、当組合に治療終了日 (症状固定を含む) を連絡していただく必要がありますのでご注意ください。

○提出書類

- ・届出者は組合員です（第一種組合員・特別組合員・第二種組合員）
- ・保険会社が代理で提出することもできます
- ・下記以外の第三者行為に関する届出についてはお問い合わせください

【交通事故の場合】

- ・交通事故による傷病届（様式第4号）
- ・事故発生状況報告書（様式第5号）
- ・念書（様式第6号）
- ・誓約書（様式第7号）※…相手が記入
- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）

【自転車事故の場合】

- ・第三者行為による傷病届（自転車）（様式第4号-1）
- ・事故発生状況報告書（様式第5号-1）
- ・念書（様式第6号-1）
- ・誓約書（様式第7号-1）※…相手が記入
- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）

【動物による傷病の場合】（他人の飼い犬に咬まれて怪我をした場合等）

- ・第三者行為による傷病届（動物）（様式第4号-2）
- ・事故発生状況報告書（様式第5号-1）
- ・念書（様式第6号-1）
- ・誓約書（様式第7号-1）※…相手が記入

※「誓約書」については、相手が当該事故に関する保険に加入している場合は省略可